

契約金額変更に係る事故の再発防止策について

令和4年3月9日付で契約した、子ども・子育てプラザ善福寺内装改修その他工事において、公共工事設計労務単価に係る特例措置により、契約の相手方からの申し出に基づき、契約金額の変更を行うにあたり、議会の議決に付すべき案件であったにも関わらず、議決を得ることなく令和4年4月11日付で契約変更を行い、既に支払まで完了しております。このことを重く受け止め、以下のとおり再発防止に取り組みます。

<再発防止策>

1 チェック機能の強化

- 契約変更時における留意事項を整理したチェックリストを作成するとともに、案件ごとにチェック項目の内容を複数の目で確認する。
- 議会への議案提出前の段階で、対象案件がないか再度確認する。

2 課内OJTの実施

ミス防止のための課内OJTを定期的の実施し、適正な事務処理の遂行に努める。

3 研修等を通じた全庁への周知徹底

契約事務に関する研修や手引の改定等を通じた全庁への事例の周知及び注意喚起を図る。